第14回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面記載省略事項）

■事業報告
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 会社の体制及び方針

■連結計算書類
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

■監査報告書
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 監査役会の監査報告書

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株 式 会 社 Ｇ ｕ ｎ ｏ ｓ ｙ

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第７回 新株予約権	第９回 新株予約権	第10回 新株予約権
付与決議日	2016年７月14日	2019年７月12日	2020年８月28日
区分	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）
保有者数	１名	１名	１名
新株予約権の数	10,000個	1,600個	1,100個
目的となる株式の数	10,000株	1,600株	1,100株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	１株当たり　426円	１株当たり　945円	１株当たり　551円
行使価額	１株当たり　975円	１株当たり1,953円	１株当たり　918円
行使期間	自 2018年７月15日 至 2026年７月14日	自 2021年７月13日 至 2029年７月12日	自 2022年８月29日 至 2030年８月28日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （２）相続 第７回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 第９回及び第10回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		

	第11回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
付与決議日	2021年５月18日	2022年６月14日	2023年６月16日
区分	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）
保有者数	２名	２名	２名
新株予約権の数	26,100個	9,500個	4,500個
目的となる株式の数	26,100株	9,500株	4,500株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	１株当たり　512円	１株当たり　362円	１株当たり　302円
行使価額	１株当たり1,010円	１株当たり　981円	１株当たり　651円
行使期間	自 2023年５月19日 至 2031年５月18日	自 2024年６月15日 至 2032年６月14日	自 2025年６月17日 至 2033年６月16日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （２）相続 第11回、第14回及び第15回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第17回新株予約権
付与決議日	2025年６月19日
交付者数	当社使用人　10名 当社子会社使用人　10名
新株予約権の数	52,600個（注）
目的となる株式の数	52,600株
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	１株当たり221円
行使価額	１株当たり656円
行使期間	自　2027年６月20日 至　2035年６月19日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （２）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注）2026年５月31日現在において、交付時より新株予約権の数が400個減少しておりますが、退職による減少によるものであります。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)当社は、取締役及び使用人の行動基準である「Gunosy Pride」及びコンプライアンス規程その他の各種規程を整備し、コンプライアンス体制の構築を推進する。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。

(ロ)取締役会は、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う。

(ハ)監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(ニ)当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。

(ホ)当社は、コーポレート本部長をコンプライアンスの責任者として任命する。当該責任者は、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

(ヘ)当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する以下の文書については、文書管理規程に基づきその意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、随時閲覧可能な状態を維持できるように体制を整備する。

・株主総会議事録及び関連資料
・取締役会議事録及び関連書類
・その他重要な会議の議事録及び関連書類
・稟議書

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社は、当社に直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。

(ロ)不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し又は最小限にとどめるものとする。

(ハ)内部監査の実施により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社は、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月１回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(ロ)業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、組織、職務分掌、職務権限等に関する社内規程を整備し、遵守する。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。

(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に、子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。

(ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う。

(ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「Gunosy Pride」を、当社グループの共通行動基準として子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に当社に報告される体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。

⑦　⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑥の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。

(ロ)(イ)の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。

(ハ)取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。

(ニ)当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。

⑨　子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査役は必要に応じて子会社の取締役、監査役等及び使用人に対して、報告を求めることができるものとする。

⑩　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

⑧又は⑨に従い監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程にて禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(ロ)監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社はこれに速やかに応じるものとする。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。

⑬　反社会的勢力の排除に向けた体制

(イ)当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。

(ロ)コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当連結会計年度における前記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を１回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し（12回）、その結果を代表取締役及び監査役会に報告（12回）いたしました。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図るほか、コンプライアンスにかかる社内研修を実施しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結株主資本に対する配当及び自己株式の取得の総額の割合を株主還元において重視し、連結株主資本に対する３％以上の配当を安定的に実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、前期と同水準である連結株主資本に対する４％程度の普通配当に加え、投資先であるslice Small Finance Bank Ltd.の企業価値向上に伴う投資成果を株主の皆様へ還元するため、投資サイドの資本からの配当として、連結株主資本に対する１％相当の特別配当を実施し、合計で連結株主資本に対する５％水準の配当を実施いたします。この結果、当事業年度の配当につきましては、１株あたり22.00円（普通配当18.30円、特別配当3.70円）とさせていただきたく存じます。

連結株主資本等変動計算書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,099	4,099	2,919	△220	10,896
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△11		△11
自己株式の取得				△109	△109
自己株式の処分			△8	65	56
剰余金の配当			△441		△441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△461	△44	△506
当期末残高	4,099	4,099	2,457	△265	10,390

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	305	△40	265	66	55	11,283
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△11
自己株式の取得						△109
自己株式の処分						56
剰余金の配当						△441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△34	31	△2	△9	△14	△26
当期変動額合計	△34	31	△2	△9	△14	△532
当期末残高	271	△8	262	57	40	10,751

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

連結子会社の数　７社

連結子会社の名称　株式会社ゲームエイト
株式会社digwell
合同会社Gunosy Capital
株式会社Gunosy Capital
Gunosy投資事業組合
株式会社S8 Plus
株式会社Gホールディングス

(2)非連結子会社の状況

非連結子会社の名称　Game8 Global Inc.

連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(2)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称　Game8 Global Inc.

持分法を適用しない理由　当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ゲームエイト、合同会社Gunosy Capital、株式会社Gunosy Capital、Gunosy投資事業組合及び株式会社S8 Plusの決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社である株式会社digwellの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、３月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(a)市場価格のない株式等以外のもの …時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(b)市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、重要な貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①メディア事業

広告配信 ……当該事業の主な履行義務は、「グノシー」などの自社メディアや、他社広告媒体に顧客の広告を掲載または配信することであります。顧客との契約上、広告の掲載または配信により当社の履行義務が充足されるものについては、当該期間により収益を認識しており、また、広告をユーザーがクリックすることにより履行義務が充足されるものについては、当該クリックが行われた時点で収益認識しております。

マーケティングソリューション……当該事業の主な履行義務は、顧客が収益を拡大させるためのコンテンツなどの企画・制作、及び当社開発のシステムによるサービス提供であります。制作物等が顧客により検収された時点またはサービス提供期間に応じて収益を認識しております。

②Gホールディングス事業

ゲーム配信 ……スマートフォン向けゲームの配信については、多くの場合、ユーザーに対しゲームを無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。ユーザーが当該アイテム等を使用することで履行義務が充足されるものと判断し、ユーザーの利用期間を見積り、当該利用期間にわたって収益を認識しております。

サブライセンス……スマートフォン向けゲーム等のライセンス契約におけるライセンスの供与については、顧客との契約に基づき、顧客に対し知的財産を利用する権利を許諾することが履行義務であります。ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、当該期間にわたり履行義務が充足されるものとして一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、許諾開始時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。売上高に基づくロイヤルティは、契約相手先の売上高等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、一時点で収益を認識しております。

③新規事業

SC事業 ……SC事業における主な履行義務は、ユーザーに対する決済サービスの提供であり、その主な収益はGame8 Storeでの決済に対して発生する決済手数料であります。ユーザーが決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと認識し、当該決済手段の利用時点で収益を認識しております。

IR Hub事業 ……IR Hub事業については、開示業務支援クラウド「IR Hub」を提供しており、当サービスは、契約に基づき一定期間にわたりサービスを提供する履行義務を有しております。当該履行義務は契約期間にわたって充足されるため、期間の経過に応じて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段　外貨預金及び為替予約
ヘッジ対象　外貨建予定取引

ヘッジ方針 ……外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減する目的で外貨建定期預金及び為替予約を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法 ……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

控除対象外消費税等の処理方法 ……控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（関係会社株式を除く、市場価格のない株式等） 4,734百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない株式については移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。なお、超過収益力を反映した実質価額が取得原価と比較して50%以上下落したものについては「著しく下落した」ものとし、投資先の経営成績や財政状態および将来の事業計画等を勘案の上で回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。市場価格のない債券については、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって計上しております。

投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループは、当社及び連結子会社より、純投資・戦略投資目的でスタートアップ企業に投資しており、株式及び債券の取得価額は投資先の超過収益力を反映した価額となっております。

取得時に把握した超過収益力が決算日において毀損しているか否かを評価する際には、投資先の事業計画の達成状況や業績悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて評価を行っております。

資金調達の状況に関しては、増資や株式売買等の実施時期を勘案した上で、新株式の発行価格や対象株式の譲渡価格（以下、「売買事例等」という。）を参考にしております。また、これらの売買事例等がない場合に、DCF法（Discounted Cash Flow法）や類似会社比準法（Multiple（倍率）法）を用いて超過収益力の毀損の有無を判断することもあります。この場合には、株式上場やトレードセール等の実現可能性、将来キャッシュ・フローの見積り、割引率及び比準倍率が主要な仮定となります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件等の変動等により、これらの見積において用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　582百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

前連結会計年度において、株式会社Gホールディングス（以下、「GH社」といいます。）の株式取得により同社を連結したことに伴い発生したのれんを連結計算書類に計上しております。のれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。

当該のれんについては、減損の兆候があると認められる場合には、当該のれんが関連する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。当連結会計年度においては、GH社の実績が当初の事業計画を下回り、事業計画の見直しを行ったことから、当該のれんに減損の兆候が存在すると判断しておりますが、GH社の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失は計上しておりません。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定に用いた割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、新規ゲームタイトルのリリース時期及びタイトル別の売上高の将来予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は不確実性を伴うため、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来の超過収益力が減少した場合には、翌連結会計年度において、のれんの減損損失が計上される可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　137百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って、過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産は、主として連結子会社において計上したものであります。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当該連結子会社の将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、新規ゲームタイトルのリリース時期及びタイトル別の売上高の将来予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　41百万円
 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約
 当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	5,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	5,200百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

1. 減損損失を認識した主な資産の内訳

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	事業用資産	建物及び構築物	0百万円
		投資その他の資産（その他）	23百万円
東京都新宿区	事業用資産	無形固定資産（その他）	45百万円

2. 減損損失の認識に至った経緯
 当社グループの事業計画の見直しに伴い、当社及び連結子会社の固定資産に対し、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間として、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
3. 資産のグルーピングの方法
 当社グループでは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。
4. 回収可能価額の算定方法
 回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため回収可能価額をゼロとして算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式　24,237,774株

2. 配当に関する事項
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年８月28日定時株主総会	普通株式	441	18.30	2025年５月31日	2025年８月29日

（注）2025年８月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金１百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年８月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	528	22.00	2026年５月31日	2026年８月27日

（注）１．１株当たり配当額には、特別配当3.70円を含んでおります。
２．2026年８月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金１百万円を含んでおります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式　86,040株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入により調達しております。資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。また、為替変動リスクを回避する目的で外貨預金やデリバティブ取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に非上場の株式及び債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金を使途としており、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての予定取引の一部に対して、為替予約取引を利用してヘッジ取引をしております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等並びに短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）については、変動金利によるものであり、市場金利が反映されることにより時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券			
その他有価証券	150	150	－
資産計	150	150	－
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	45	45	－
負債計	45	45	－
デリバティブ取引（注２）	(33)	(33)	－

（注）１．非上場株式、関係会社株式及び投資事業組合出資は、次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※１）	4,086
関係会社株式（※１）	3
投資事業組合出資（※２）	647

（※１）非上場株式、関係会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）投資事業組合出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１（百万円）	レベル２（百万円）	レベル３（百万円）	合計（百万円）
投資有価証券				
その他有価証券	17	－	－	17
資産計	17	－	－	17
デリバティブ取引				
通貨関連	－	33	－	33
負債計	－	33	－	33

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、上表の投資有価証券には含めておりません。なお、当該投資信託の連結貸借対照表価額は132百万円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１（百万円）	レベル２（百万円）	レベル３（百万円）	合計（百万円）
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	－	45	－	45

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券のうち、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資の時価については割引後将来キャッシュ・フローに基づく期待値法を用いて算定しております。算定にあたり、重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル３の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約については取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金は、いずれも変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

２．時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当事項はありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

	投資有価証券
	その他有価証券
期首残高	0
損益に計上	－
その他の包括利益に計上	－
購入、売却、発行及び決済の純額	△0
未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等から株式への転換	－
期末残高	－

(3) 時価の評価プロセスの説明

レベル３に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当事項はありません。

３．時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

	投資有価証券
期首残高	102
損益に計上	－
その他の包括利益に計上	11
購入、売却、発行及び決済の純額	17
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	－
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	－
期末残高	132

(2) 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

保有銘柄は１銘柄であり、受託会社が承認し当社が保有するすべての受益証券を譲渡する場合に限り解約可能です。また、信託期間終了日前の買戻請求権はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結損益計算書計上額
	メディア事業	Gホールディングス事業	新規事業	計		
顧客との契約から生じる収益	5,470	944	26	6,441	0	6,441
その他の収益	―	―	―	―	―	―
外部顧客への売上高	5,470	944	26	6,441	0	6,441
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	4	4	△4	―
計	5,470	944	30	6,445	△4	6,441

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　4. 会計方針に関する事項　(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社グループの契約資産及び契約負債の残高等の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「前受金」に計上しております。

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	926
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	651
契約負債(期首残高)	612
契約負債(期末残高)	582

（※）当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、65百万円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、363百万円であり、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれてそのほとんどが３年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、当初に予想される顧客との契約期間が１年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報に含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額
　　444円81銭
2.　１株当たり当期純損失
　　０円50銭

（注）１株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び１株当たりの当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式（当連結会計年度末54,392株、期中平均株式数62,113株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（資本準備金の額の減少）

当社は、2026年７月15日開催の取締役会において、以下のとおり、資本準備金の額の減少について、2026年８月26日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

１.資本準備金の額の減少の目的

分配可能額の充実により長期的な安定配当の継続を実施するとともに、資本政策の柔軟性の確保を目的として、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えるものです。

２.資本準備金の減少の内容

資本準備金の額4,099,301,787円の全額を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替え、資本準備金の額を０円とします。

３.資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2026年７月15日
(2) 株主総会決議日	2026年８月26日（予定）
(3) 債権者異議申述公告日	2026年９月７日（予定）
(4) 債権者異議申述最終期日	2026年10月７日（予定）
(5) 効力発生日	2026年10月16日（予定）

（KDDI株式会社との業務提携解消）

当社は、2026年７月15日開催の取締役会において、KDDI株式会社（東京証券取引所プライム市場、証券コード：9433　以下「KDDI社」といいます。）との間で2021年１月14日付で締結した協業基本契約（以下「本業務提携契約」といいます。）に基づく業務提携を解消することについて決議し、同日付で解消に関する基本合意の覚書を締結いたしました。

１.業務提携解消の理由

当社は、2014年よりKDDI社との間でメディア領域を中心に協業を推進してまいりました。その一環として、2021年１月14日付け当社適時開示「KDDI株式会社との業務提携に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、KDDI社との間で本業務提携契約を締結し、ポータルアプリ「auサービスToday」の開発及び運営を推進してまいりました。

近年、スマートフォン向け情報配信サービスを取り巻く事業環境は、生成AIの進展をはじめとする情報流通構造の変化やユーザー動向の多様化により、大きな変化の局面を迎えております。KDDI社との業務提携は長期にわたり一定の成果を上げてまいりましたが、直近の環境変化を踏まえ、今後の事業の方向性について両社で協議を重ねると共に、当社としても慎重に検討を行いました。

その結果、昨今の事業環境の変化の速さに鑑み、両社がそれぞれの経営資源を自社の意思決定のもとで機動的に配分していくことが、双方の中長期的な企業価値の向上に資するとの認識で一致したことから、当社は、2026年７月15日開催の取締役会において、業務提携を解消することを決議いたしました。

２.提携解消の内容

KDDI社と共同でのポータルアプリ「auサービスToday」の開発・運営。なお、本業務提携契約は2027年３月31日をもって解消する予定です。

３.業務提携解消の相手先の概要（2026年３月31日現在）

（１）名称	KDDI株式会社	
（２）所在地	東京都新宿区西新宿二丁目３番２号	
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 松田 浩路	
（４）事業内容	電気通信事業	
（５）資本金	141,852百万円	
（６）設立年月日	1984年６月１日	
（７）大株主及び持株比率 （2026年３月31日時点）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15.77％
	京セラ株式会社	14.75％
	トヨタ自動車株式会社	9.54％
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6.63％
（８）当社と当該会社との間の関係		
資本関係	当該会社は当社の発行済株式総数の10％以上を保有する主要株主であります。	
人的関係	当該会社より取締役１名が派遣されております。また、当該会社に対し、当社から従業員２名が出向しております。	
取引関係	当該会社と当社の間でauのポータルアプリ「auサービスToday」を協業しております。また、当該会社の販売する携帯電話の通話料が発生しております。	
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の主要株主であり、関連当事者に該当いたします。	

（９）最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（連結）			
決算期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
親会社の所有者に帰属する持分	5,188,048百万円	5,032,495百万円	5,076,738百万円
総資産	14,054,762百万円	16,714,708百万円	19,063,364百万円
１株当たり親会社所有者帰属持分	1,245.78円	1,264.94円	1,333.50円
売上高	5,699,724百万円	5,835,525百万円	6,071,915百万円
営業利益	912,031百万円	1,087,468百万円	1,099,125百万円
税引前当期利益	943,172百万円	1,073,418百万円	1,117,904百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	600,281百万円	655,416百万円	707,112百万円
基本的１株当たり当期利益	141.75円	161.86円	183.59円
１株当たり配当金	140.00円	145.00円	80.00円

（注）１．KDDI社はIFRSを適用しているため「経常利益」の記載はなく、税引前利益を記載しております。

２．KDDI社は2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。基本的１株当たり当期利益及び１株当たり親会社所有者帰属持分は各期とも分割後ベースで算定しております。１株当たり配当金は、2024年３月期・2025年３月期は分割前の実額、2026年３月期は分割後（分割前換算160円相当）を記載しております。

３．KDDI社からの派遣取締役１名は、2026年８月26日開催予定の当社第14回定時株主総会の終結の時をもって退任予定です。

４.日程

（１）取締役会決議日	2026年７月15日
（２）業務提携解消日	2027年３月31日（予定）

５.業績に与える影響

本業務提携の解消に伴い、業務提携解消日以降、当該協業に係る収益（売上高）が減少することとなります。

その他の注記

（株式付与ESOP信託に係る取引について）

(1) 取引の概要

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。ESOP信託では、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の等級や人事評価等に応じた当社株式を、在職時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額は58百万円、株式数は54,392株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

（企業結合等に関する注記）

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2025年５月23日に行われた当社の連結子会社である株式会社Gホールディングスとの企業結合について、前連結会計年度に暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。また、株式取得後における価格調整が完了し、当連結会計年度において取得原価が確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれん720百万円は、会計処理の確定により40百万円減少し、679百万円となりました。のれんの減少は、取得原価の調整等による減少３百万円のほか、無形固定資産のその他が57百万円および繰延税金負債が19百万円それぞれ増加したことによるものです。

なお、のれんの償却期間は７年、無形固定資産のその他の償却期間は３年であります。

株主資本等変動計算書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当期首残高	4,099	4,099	4,099	1,793	1,793
当期変動額					
当期純利益				2,263	2,263
自己株式の取得					
自己株式の処分				△8	△8
剰余金の配当				△441	△441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	1,814	1,814
当期末残高	4,099	4,099	4,099	3,607	3,607

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△220	9,770	248	△24	223	66	10,061
当期変動額							
当期純利益		2,263					2,263
自己株式の取得	△109	△109					△109
自己株式の処分	65	56					56
剰余金の配当		△441					△441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△17	37	20	△9	11
当期変動額合計	△44	1,769	△17	37	20	△9	1,780
当期末残高	△265	11,540	230	13	244	57	11,842

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式及び関連会社株式　…移動平均法による原価法を採用しております。
 その他有価証券
 市場価格のない株式等　……移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しております。
 ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。
 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準
 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
 株式給付引当金……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 ①メディア事業
 広告配信……当該事業の主な履行義務は、「グノシー」などの自社メディアや、他社広告媒体に顧客の広告を掲載または配信することであります。顧客との契約上、広告の掲載または配信により当社の履行義務が充足されるものについては、当該期間により収益を認識しており、また、広告をユーザーがクリックすることにより履行義務が充足されるものについては、当該クリックが行われた時点で収益認識しております。
 マーケティングソリューション……当該事業の主な履行義務は、顧客が収益を拡大させるためのコンテンツなどの企画・制作、及び当社開発のシステムによるサービス提供であります。制作物等が顧客により検収された時点またはサービス提供期間に応じて収益を認識しております。
 ②新規事業

IR Hub事業　……IR Hub事業については、開示業務支援クラウド「IR Hub」を提供しており、当サービスは、契約に基づき一定期間にわたりサービスを提供する履行義務を有しております。当該履行義務は契約期間にわたって充足されるため、期間の経過に応じて収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法　……繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象　……ヘッジ手段　外貨預金
ヘッジ対象　外貨建予定取引

ヘッジ方針　……外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減する目的で外貨建定期預金を保有しております。

ヘッジ有効性評価の方法　……ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法　……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

控除対象外消費税等の処理方法　……控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,421百万円
上記のうち株式会社Gホールディングス株式	1,070百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、企業買収により超過収益力を見込んで取得した関係会社株式について、当該超過収益力を反映した実質価額が取得原価に比して著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理することとしております。当事業年度末においては、株式会社Gホールディングスの株式について、同社の事業計画の達成可能性等に基づき超過収益力の毀損の有無を判定し、超過収益力を反映した実質価額と取得原価を比較した結果、実質価額は取得原価に比して著しく低下していないと判断したため、評価損は計上しておりません。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額及びその回復可能性は、同社の将来の事業計画に基づいて見積もっており、その主要な仮定は、新規ゲームタイトルのリリース時期及びタイトル別の売上高の将来予測であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は、経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、将来の不確実な市場環境等の変化により、当該見積りの前提となる仮定に変更が生じ、実質価額の回復可能性が裏付けられなくなった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　8百万円
 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約
 当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	5,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	5,200百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	13百万円
短期金銭債務	0百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	2,358百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	212,920株	144,503株	69,275株	288,148株

（注）１．当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「株式付与ESOP信託」の信託財産として保有する当社株式がそれぞれ73,667株、54,392株含まれております。
２．自己株式の増加株式数は、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式取得による144,500株、単元未満株式の買取りによる３株であります。
３．自己株式の普通株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による50,000株、「株式付与ESOP信託」による交付19,275株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8百万円
未払費用	23百万円
ソフトウエア償却超過額	24百万円
株式報酬費用	13百万円
株式給付引当金	2百万円
投資有価証券評価損	99百万円
関係会社株式評価損	93百万円
投資事業組合運用損	28百万円
減損損失	15百万円
繰越欠損金	369百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	681百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△369百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△311百万円
評価性引当額小計	△681百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△106百万円
繰延税金負債合計	△106百万円
繰延税金負債の純額	△106百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	KDDI株式会社	(被所有)直接 14.78	営業上の取引役員の受入	当社サービスの提供(注)	764	売掛金	45
				広告収益の分配(注)	484	買掛金	31

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの提供及び広告収益の分配に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、両社で協議の上、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Gunosy投資事業組合	(所有)直接 99.90 間接 0.10	出資	出資(注)	65	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 投資事業組合との取引は、組合契約に基づき出資をしたものであります。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	木村　新司	(被所有)直接 25.25	当社代表取締役	金銭報酬債権の現物出資(注)	13	―	―
役員及びその近親者	間庭　裕喜	(被所有)直接 0.24	当社執行役員	金銭報酬債権の現物出資(注)	10	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額
 492円06銭
2. １株当たり当期純利益
 94円54銭

（注）１株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び１株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式（当事業年度末54,392株、期中平均株式数62,113株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（資本準備金の額の減少）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（KDDI株式会社との業務提携解消）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

（株式付与ESOP信託に係る取引について）

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

詳細については、連結注記表「その他の注記」に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年７月23日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　　修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　口　　正　邦

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Gunosyの2025年６月１日から2026年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Gunosy及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年７月23日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　　修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　口　　正　邦

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Gunosyの2025年６月１日から2026年５月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年６月１日から2026年５月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年７月23日

株式会社Gunosy　監査役会

常勤監査役　石　橋　雅　和　㊞

社外監査役　清　水　健　次　㊞

社外監査役　和　田　健　吾　㊞

以　上